

日本心臓核医学会 研究の利益相反 (COI) に関する細則 (抜粋)

本学会会員などの利益相反 (COI) 状態を公正にマネジメントするために、「研究の利益相反(COI)に関する細則」を次のとおり定める。

第1条 (本学会学術集会など)

第1項

会員、非会員の別を問わず発表者は、本学会の主催する講演会 (年次学術集会)、市民公開講座、などで発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、「研究に関連する企業、法人組織や営利を目的とした団体」との経済的な関係について過去1年間における COI 状態の有無を、抄録登録時に様式1により自己申告しなければならない。

筆頭発表者は該当する COI 状態について、発表スライドの最初 (または演題・発表者などを紹介するスライドの次)、あるいはポスターの最後に所定の様式2により開示するものとする。

第2項

前項に定める「研究に関連する企業・法人組織や、営利を目的とする団体」とは、研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

- ① 研究を依頼し、または、共同で行った関係 (有償無償を問わない)
- ② 研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- ③ 研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- ④ 研究について研究助成・寄付などを行っている関係
- ⑤ 研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
- ⑥ 寄付講座などのスポンサーとなっている関係

第2条 (COI 自己申告の基準について)

各々の開示すべき事項について、COI 自己申告が必要な金額を次のように定める。

- ① 研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体 (以下、企業・組織や団体という) の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円を超える場合。
- ② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益 (配当、売却益の総和) が100万円を超える場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円を超える場合。
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席 (発表) に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当 (講演料など) については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円を超える場合。
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円を超える場合。
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究 (受託研究費、共同研究費など) に対して支払われた総額が年間200万円を超える場合。
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学 (奨励) 寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局 (講座・分野) あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円を超える場合。
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合。
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円を超える場合。

但し、⑥、⑦については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部局 (講座、分野) あるいは研究室などへ、研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合には、それらの金額に加えて申告することを要する。